

# 新型コロナに関する令和6年4月以降の対応 ①

## 1 医療提供体制

～令和6年3月31日

外来医療

外来対応医療機関で診療・検査を実施

入院医療

重症者を中心に対応する病床の確保

入院調整

全ての患者を医療機関間で調整(県の入院調整の枠組みは全て終了)

患者の  
費用負担

新型コロナウイルス感染症治療薬の  
公費支援  
入院医療費については高額医療費の  
自己負担限度額から1万円を減額

令和6年4月1日～

広く一般の医療機関による対応に移行

確保病床によらない形での入院に移行

## 2 検査・相談・療養体制

相談体制

健康相談コールセンターの設置

廃止(終了)

※厚生労働省が設置している新型コロナウイルス感染症電話相談窓口は、令和6年4月以降も継続予定

# 新型コロナに関する令和6年4月以降の対応 ②

## 3 高齢者施設等への対応

～令和6年3月31日 令和6年4月1日～

クラスター対策チームなどの派遣  
施設職員・入所者を対象とした頻回検査

廃止(終了)

## 4 ワクチン接種

接種費用

全額公費負担

全額公費負担による接種は終了  
65歳以上の方などを対象とした定期接種へ移行  
ワクチン接種の費用には自己負担あり

## 5 社会的な対応

流行状況の把握

定点医療機関が患者数を週1回把握(インフルエンザと同様)

流行状況の発信

県が定点医療機関での患者数を週1回発表(インフルエンザと同様)

基本的な  
感染対策

個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む